

# 一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の

## 植民地経営（下）

——Naval Stores Policy を中心として——

宇 治 田 富 造

- 一 従来の問題の取り扱い（一）
- 二 船舶必要品政策そのもの
- 三 従来の問題の取り扱い（二）
- 四 問題の提起
- 五 植民地経営の基調と大陸中北部植民地の経済構造の独自性（以上、第十七卷第三号）
- 六 船舶必要品計画はイギリス重商主義の植民地経営におけるいかなる要請を表現したか（以上、第十八卷第一号）
- 七 旧植民地体制にふくまれた諸矛盾の反映としての一七一九年の Naval Stores Bill（本号）
- 八 政策の悪循環と諸矛盾の帰結（別稿）

### 七 旧植民地体制にふくまれた諸矛盾の反映としての一七一九年の

#### Naval Stores Bill

#### （A）法案上程までの経過

本稿（中）でのべたように、船舶必要品計画は、イギリス重商主義がその旧植民地体制の完成においてみずからに

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営（下）

課した要請を実現する必要上、旧植民地体制にふくまれた諸矛盾を解決するための試みとして、イギリス重商主義によって立案され、実行された計画である。他方、イギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれた諸矛盾が深まり、かつ複雑化するにいたったのは、アン女王戦争終結期以後の一七二〇年代の後半からである。したがって、本稿(上)で指摘したように、船舶必要品計画にかんするイギリス朝野のあいだでの議論が異常に沸騰した時期が、まさに一八世紀の一〇年代後半および二〇年代前半であったということは、けっして偶然ではない。むしろ、この事実こそは、船舶必要品計画がイギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれた諸矛盾を解決するために試みられた計画であるという、この計画にかんする上述の理解にたいして、その可否を判断する一つの客観的根拠をあたえるものである。

けれども、本稿で提起されている問題を十分に解明するためには、さらにすすんで、船舶必要品計画は、果してイギリス重商主義の上記の要請を実現するのに所期の成果をあげることができたかどうかということ、つまり、この計画は、旧植民地体制にふくまれた諸矛盾を解決するのに成功したであろうかどうかということを、検討しなければならない。

この項以下での課題は、この点をあきらかにすることにある。

そこで、この項では、この課題に答えるために、いわゆる「一七一九年の Naval Stores Bill」を検討し、この検討をつうじて、本稿で提起されている問題の解明に接近する。というわけは、この船舶必要品法案は、船舶必要品計画にかんする白熱した論争が、商務局を中心として、これに利害関係をもつイギリス本国の各グループのあいだで最高潮にたった一七二〇年代の後半に準備され、一七一九年頭にイギリスの上院および下院で慎重審議された重要な法案であるからであり、さらに、この法案の成否をめぐる各グループ間の利害関係の矛盾・対立が、船舶必要品計

画全体の帰趨に重大な示唆をあたえるものであるからである。

そこです、一七一九年の船舶必要品法案がイギリス国会に上程されるにいたるまでの歴史的経過からはじめめる。この法案をはじめ船舶必要品計画全体に積極的に参画した一八世紀におけるイギリスの代表的な重商主義者ジョージ・ア・ジーは、その著作 *The Trade and Navigation of Great Britain Considered* のなかで、この点について、つぎのように回想している。

バルチック諸国からの船舶必要品の輸入の困難は、「商務局に、わが国の植民地からこれらの船舶必要品を入手することが可能であるかどうかを調査させるにいたった。そのために、一七一六年に、かれら〔商務局〕は、そこ〔植民地〕でこれらのもの〔船舶必要品〕を栽培し、生産するためにいかなる方法を採用したらよいかを相談するため、いろいろな人たちを迎えた。そのなかの一人として、わたくしもまた、それについてのわたくしの考えをあたえることをもとめられた。そしてその後、わたくしは、その当時わたくしがなしえた最良の知識をかれらにあたえた。かれら〔商務局〕は、わたくしに、わたくしが口答したところのものを文書に作成し、それを商務局に提出するように命じた。わたくしは、いくつかのコピーを起草し、それらのあるものをヴァージニア商人およびニュー・イングランド商人に交付し、かれらが詳細な点にまでそれを注意ぶかく検討するように希望した。かれらは大変親切にわたくしを援助してくれた。そしてわたくしは、これらの商人たちの賛同をえて、それを商務局の長官に提出した。その建白書の主題は、つぎのようなのべられてある。いかにすれば、ピッチおよびタールが統制され、かついっそう改善されるであろうか。われわれは、そこ〔植民地〕から鉄を供給されるであろう。船荷のために準備された木材の輸送ができれば非常に大きい利益であろうし、またデンマークやスウェーデンによってこれらの国々からの木材の輸

入に使用されているような大きい船舶が建造されるならば、非常に大きい利益であろう。わが国の植民地からイギリスへ木材をはこぶ航海は、ペテルスブルグやボスニア湾からと同じほど短い期間におこなわれ、そしてその結果、きわめて巨額な貨幣がこの国にとつて節約される。われわれは、今日では、これらの貨幣をこれらの生産物と交換にバルチック諸国に支払っているのである。この建白書を交付してからのちも、わたくしは、しばしば、船舶必需品およびその他いろいろの事柄にかんするわたくしの考えをあたえるように要求された。それについての回答は、「本書の」いままでの諸章にふくまれているが、これらの諸章では、つぎのようにのべられている。ロシアからわれわれが入手している大麻と亜麻は、それがイギリスに向つて船積みされるまえに、陸路を五〇〇マイルないし六〇〇マイル運ばれてくる。そしてそのうちのあるものは、水路を一〇〇〇マイル運ばれてくる。これに反して、わが国のアメリカ植民地は、広い範囲にわたつて、航行しうる多数の河川によつて海洋に接続されている。そしてそこ「アメリカ植民地」から、われわれは、もしもそのような生産物を生産し、輸入するのを奨励するために十分の奨励金があたえられるならば、われわれのすべての必要をみたしうる大麻、亜麻およびその他の船舶必需品が供給されうるであろう。異例な会議が開催され、それには、国務大臣およびその他の高官たちが出席した。植民地において船舶必需品を調達するための動議がこれらの人びとのまえに提出され、その提案は裁可され、法案が国会に上程された。この法案では、奨励金が大麻、亜麻および銑鉄にあたえられることが希望されていた。この最後のものは莫大な費用のかかる企業だからである。けれども、それはほとんど間違いなく、この国の福祉と繁栄に影響するものであるにもかかわらず、ほとんど大部分のジェントルマンたち(Gentlemen)は、船舶必需品についてわれわれが蒙っている困難についても、これらの生産物をすべての外国に依存しなくなることの大きい利益についても、なんらの考えをもっておらず、また、わ

れわれが必要とするあらゆるものを外国人からわが国の正貨をもって購入することとそれらのものをわが国自身の植民地で調達することとの相違についても、また……一〇〇万人をこえる怠惰な悲惨な浮浪人を雇傭し、仕事につかせるために材料を調達することの利益についても、理解していかないように思われた。したがって、国家の利益を振興することを怠る人たちは、挫折させられたのである。」<sup>(89)</sup>

冗長をいとわず、かなり長くジーの文章を引用したが、右の文章のなかで「法案」といつているものは、いうまでもなく、一七一九年の船舶必要品法案である。そして、この法案が準備される過程で、イギリス政府の首脳部およびこれに利害関係をもつイギリスの各グループの関心と利害がいかに強烈であったかは、国務大臣および高官が出席した「異例な会議」がこの法案作成のために開催されたという、右の引用文の叙述からも推測できる。

ハーバート・オズグッドは、一九二四年に出版された前掲のアメリカ植民地史にかんする労作のなかで、一七一九年のこの法案の作成にみちびいた各グループ間の論争を、つぎのようにのべている。

「もろもろの公聴会には、イギリス商人および製業工業家たち——植民地貿易にも、同様にイーストランド貿易にも、利害関係をもつ人びと——が広く出席し、かれらは、成果と将来実行さるべき政策についての証言とかれらの見解とをあたえるように要求された。ジョシュア・ジーとマイカイジャー・ペリー〔ヴァージニア貿易商人〕とがあらわれ、前者は二つの重要な健白書を提出したが、そのなかでかれは、植民地で生産される船舶必要品は良質であり、その競争は価格〔イーストランド産の船舶必要品の〕を低めたと、主張した。

ロープ製造業者と造船業者とは、植民地産の生産物とイーストランド産の生産物との比較的な品質について査問された。植民地のエイジェントのうち、「ジェリマイア」・ダムマー〔マサチューセツ植民地のエイジェント〕は、ニ

ニュー・イングランド生産物を弁護してとくに衆目をあつめ、トーマス・コーラム〔ロンドン商人〕によって支持された。コーラムはニュー・イングランドで船舶を建造したことがあり、とくにニュー・イングランドの鉄がすぐれていることについて証言した。イギリスに在住していた〔ジョゼフ・ブーン〔南カロライナ植民地のエイジェント〕とリチャード〕・ベリズフォード〔同じく南カロライナ植民地のエイジェント〕とは、とくに植民地私領者たちに対抗する南カロライナの人民の立場を弁護し、また両カロライナの船舶必要品の豊富な資源について詳細に説明した。ウィリアム・バード〔二世〕〔ヴァージニア植民地のプランターで商人〕は、大麻およびその他の船舶必要品についてヴァージニアが適していることを賞賛する建白書を交付した。植民地貿易商人たちは、植民地のタールの品質はヨーロッパ北部からのそれと同じほど良質であると主張した。けれども、この主張はイーストランド貿易商人たちによって否定された。かれらは、植民地のタールは索条を破壊するような可燃性の性質をもっていると主張した。その後の公聴会のあるものには、税関局の役員、大蔵大臣および海軍検査官が出席した。感情が非常に激昂していたために、植民地に反対した商人の一人は、王立取引所でダムマーに侮辱されたと不満をのべた。この問題は、それと同時に、国会でも考察されるにいたった。<sup>(84)</sup>かくして、「非常に精力的につづけられてきた船舶必要品にかんする論争は、船舶必要品のいっそうの振興のために、一七一九年に国会に一つの法案を上程させるにいたったのである。<sup>(85)</sup>」

それでは、右のように白熱してつづけられた論争の結果、国会に上程されるにいたった一七一九年の船舶必要品法案は、どのような内容をもつものであるうか。

## (B) 法案の内容と審議過程

一七一九年の船舶必要品法案、正確には、「一七七八年一八九年に下院を通過し、上院に送付された、船舶必要品の輸入にたいしていっそうの奨励をあたえるための法律と名称をあたえられた法案」(“Bill entitled an Act for giving further encouragement for importing Naval Stores, as passed ye House of Commons and sent up to the Lords in 17 18/19”)は、従来の法律のように、タール、ピッチ、大麻、亜麻だけにかぎらず、植民地で生産される鉄およびすべての木材を対象とした。この法案の原文を見ることはできなかったが、一七二一年九月二一日付の商務局からタウンセン、ド卿および国王にたいする一七一九年の法案にかんする答申書にしたがえば、<sup>(86)</sup>この法案の主要内容はつぎのようである。

- (一) アメリカ植民地から輸入される鉄にたいする関税を免除すること
  - (二) アメリカ植民地から輸入されるすべての種類の木材にたいする関税を免除すること
  - (三) 国会の法律ですでに定められた期間をこえて向う一六年間大麻にたいする奨励金の交付を継続すること
- である。右の三項目のうち、第三の項目は、一七一〔二〕三年の法律で規定された事項の有効期限を延長するための修正案であり、第二の項目は、一七〇四〔五〕年の法律ですでに規定されていた造船用木材の事項を拡大したものである。これに反して、アメリカ植民地の鉄が、その生産および輸入の振興の立法化のために、イギリスの国会で審議されるにいたったのは、この法案をもって嚆矢とするものと考えられる。さきにのべたように、一八世紀にはいつてから、アメリカ植民地の鉄にかんするイギリス重商主義者の関心がたかまっており、植民地の鉄加工業にたいする間接的な抑圧手段が立法化されていたが、この法案においてはじめて、アメリカの鉄が、植民地産の船舶必要品の重要な一種目として取りあげられ、国会での審議の主要対象となるにいたったのである。そしてこのことは、一八世紀

一〇年代からイギリスの国会の内外で論争されるにいたったいわゆる「アメリカ鉄輸入問題」“American Scheme”が本格的な段階に到達しはじめるにいたったことを意味するものである。

ところで、この一七一九年の船舶必要品法案は、右のように重要な歴史的意義をもつものであるにもかかわらず、前掲のオズグッドおよびエリナー・L・ロードの著作においては、この法案についてはきわめて簡単にしかふれられておらず、また、これを比較的詳しく叙述しているアーサー・C・バイニングの著作においては、その文脈において不明確な叙述がみうけられる<sup>(87)</sup>。そこで、正確を期するために、われわれはつぎに、この法案の審議過程を、イギリスの国会(下院)の記録にしたがって検討すれば、以下の順序である。

1 一七一九年一月三十一日、「この王国にもたらさるべき船舶必要品を奨励する法案」を、下院に上程することが許可される。

2 二月三日、右法案(この時以後、「船舶必要品の輸入にたいしていっそうの奨励をあたえるための法案」と変更される)が受理され、その第一朗読がおこなわれる。

3 二月六日、第二朗読がおこなわれ、右法案を全院委員会に付託することが決議される。

4 二月七日、プリストルの商人等々からの請願書が下院に提出され、朗読される。

5 二月八日、全院委員会から委員会の修正案が報告される。

6 二月二五日、委員会からの報告が審議され、修正案が朗読されたのち、下院における同意をうける。

7 三月二日、リヴァー・プールの商人等々からの請願書が下院に提出され、朗読される。

8 三月三日、バーミンガムの製鉄業者、鉄加工業者等々からの請願書、ウォールソールの製鉄業者、鉄加工業者



等々からの請願書、およびグロスター、ヘリフォード、モンマス、ディーンの森の製鉄業者、鉄加工業者その他からの請願書が下院に提出され、朗読される。

9 同日、右法案の第三朗読がおこなわれる。同時に、アメリカ植民地において、いかなる大型銑鉄、銑鉄および棒鉄からも鉄製品を製造することをいっそう有効に阻止するために、一条項を法案に追加することが提案されたが、この条項は撤回され、さらに、若干の修正がおこなわれたのち、同日、この法案は、船舶必要品の輸入にたいしていっそうの奨励をあたえるための法律と命名されて、下院を通過する。

10 同日、右法案は上院に送付される。

11 四月一四日、右法案は、上院である修正がおこなわれたのち、同じ名称で可決され、ふたたび下院に回付される。

以上の下院の記録は *Journals of the House of Commons* <sup>(89)</sup> にしたがったものであるが、同じ記録は、上院から条正条項を追加して下院に回付されたこの法案が、その後ひきつづいて下院で審議されたという事実をなら示しておらず、翌一七二〇年三月二二日には、別の新しい法案、「植民地からの大麻、亜麻および松板の輸入を奨励する法案」(“Bill for encouraging the Importation of Hemp Flax and Deal-Boards, from the Plantation”) の上程が許可されている<sup>(90)</sup>。そして、この間における船舶必要品計画にかんする下院の記録は、一七二〇年二月二五日における植民地の鉄、船舶必要品の生産奨励についてのイギリスのアメリカ貿易商人、造船業者、ロープ製造業者の請願書の提示朗読およびその委員付託の決議と、同年三月二二日の右の請願書を検討した委員会の報告という二つの事項を示しているにすぎない<sup>(91)</sup>。

以上の下院の記録の検討をつうじて、つぎのことが明白となる。すなわち、いわゆる一七一九年の船舶必要品法案は、下院委員会で原案に修正がほどこされたのち、一七一九年三月三日下院を通過し、同日上院に送付されたのであるが、この修正された法案は上院でさらに修正をほどこされて、同年四月一四日下院に回付され、それ以後、この修正法案にたいする下院での審議は停滞し、ついに廃案になったということが、これである。それでは、この法案は、いったいどのような理由にもとづいて廃案となるべき運命をたどらなければならなかったであろうか。つぎに答えられなければならない問題は、これである。

(C) 諸矛盾の表現としてのこの法案

この法案が廃案となった理由を、同時代の関係文献は、どのように説明しているであろうか。

前掲の商務局からタウンSEND卿および国王にたいする一七二一年九月二日付の答申書は、この法案が廃案となった理由について、つぎのようにのべている。「けれども、見解の相違が棒鉄のかたちでの植民地からの鉄の輸入について生じたために、この法案は廃棄された。」<sup>(92)</sup>

みられるように、廃案の理由についての商務局の答申書における説明は、簡単にすぎ、真実を告げていない。したがって、われわれは、利用可能な別の諸史料で補うことによって、その真の理由を追求しようと試みたい。このさい、とくに注意を集中する点は、一、見解の相違は、イギリス本国のどのようなグループのあいだで生じたのかという点、および二、この見解の相違はたんに棒鉄の輸入だけにかぎられたものであろうか、それとも見解の真の相違点は他にあったのではなからうか、という点である。そこで第一の点からはじめよう。

一 一七一九年の船舶必要品法案は、イギリスのつぎの各グループ間の矛盾・対立を表現した。

グループ間の矛盾・対立の主要なもの一つとして、まず第一に指摘しうるものは、イギリスの鉄関係の産業資本とイギリスのアメリカ貿易資本とのあいだの矛盾・対立であり、法案にたいするこの二つのグループの見解の相違は、かれらのあいだの矛盾、その物質的な利害関係の対立をそのまま反映したものである。そしてそれは、法案に楽しんでかれらが下院に提出した請願書のなかにもっとも明白に表現されている。

さきに指摘したように、アメリカ貿易資本の請願は、この法案の審議中の二月一七日と三月二日にブリストルの商人およびリヴァープールの商人からそれぞれ提出されており、鉄関係の産業資本の請願は、三月三日にバーミンガム、ウォールソール、グロスターその他の鉄関係の産業資本家から提出されているが、これらの請願に示されているそれぞれのグループの要望はまったく対蹠的である。すなわち、アメリカ貿易商人はいずれも、かれらの請願のなかで、アメリカ植民地における鉄の生産とそれのイギリスへの輸入の奨励を要望し、法案が下院を通過することを要求している。これに反して、鉄関係の産業資本家は、植民地における鉄の生産に奨励をあたえることに強く反対している。たとえば、つぎのようである。

リヴァープールの商人およびアメリカ貿易商人はかれらの請願書のなかで、「請願者は、そこから〔植民地〕鉄を輸入することは、この国の航海および一般に製造工業をいちじるしく振興する傾向があるだろうと考える。そして、アメリカ植民地からの鉄の輸入が当該法案にふくまれること、および当該法案が通過して法律に制定されることを、懇願するものである」と、のべている。ただし、注意を要することは、ブリストル商人の請願においては、「銑鉄だけの生産に奨励があたえられるならば、……」と、奨励さるべき鉄生産の範囲を銑鉄だけに限定している、ということ

とである。<sup>(94)</sup>

これに反して、鉄関係の産業資本の請願は、バーミンガムの製鉄業者、刃物製造業者、鍛冶屋等の請願書においても、ウォールソールの鉄商人、刃物製造業者、鍛冶屋の請願書においても、「アメリカにおける銑鉄あるいは棒鉄の製造にいかなる奨励もあたえられないように懇願する」<sup>(95)</sup>とのべている。

それでは、アメリカ貿易商人と鉄関係の産業資本家との右のような見解の相違は、それぞれかれらのどのような質的利害を表現したものであろうか。

(一) アメリカ貿易資本の利害

アメリカ貿易資本および商人たちが、アメリカ植民地における鉄の生産および植民地から輸入される銑鉄、棒鉄の関税の廃止あるいは奨励金の交付を主張し、そのことを利益とする理由は、つぎの点にある。第一には、銑鉄および棒鉄の生産と奨励金交付によるそれらの輸入の容易化は、アメリカ貿易資本が植民地とくに中北部植民地グループに輸出するイギリス工業生産物にたいする見返物資をこの植民地グループにもたせることになり、したがって、この植民地グループにおけるイギリス工業生産物の販売市場を拡大することを意味する。そしてこの点にかんするかぎりには、アメリカ貿易資本の利害とイギリス産業資本との利害とが、あとでのべるように製鉄業者のそれをのぞけば、一致するはずである。第二には、それは、植民地からイギリスへ帰航するイギリス船舶にたいして十分の準備のできた船荷を提供する。通常、中北部植民地にイギリス工業生産物を輸送した船舶は見返物資の少ない中北部植民地グループにおいては帰り荷をととのへるためには一シーズンを要した。そしてこのことは、資本の回転をおくらせ、利潤率を低下させた。ところが鉄および木材のような嵩の大きい、かつ重量の大きい生産物のイギリスへの輸入を奨励する

ことは、この帰り荷を短期間にかつ確実に準備することによって、アメリカ貿易資本および海運業者に利益をあたえる。

ここで、上掲のプリストル商人の請願における「銑鉄だけの生産の奨励」をいかに理解すべきかという疑問がある。この問題は後段の叙述と関係をもつものであるが、それについては、二様に理解できる。その一つは、製鉄業者の利益に妥協して、鉄生産のうち、棒鉄を除外して、銑鉄だけに奨励を限定したという理解であり、もう一つは、ここで「銑鉄だけの生産」ということの真の意味は、鉄の第一次加工過程を奨励すべきではないというかれらの利益にもとづいて、「鉄加工」とは区別した「鉄生産」を広く意味しているのではなからうかという理解である。けれども、いずれの理解が正しいかを判断するための基準はいまのところ発見できない。

## (二) 鉄関係の産業資本の利害

鉄関係の産業資本は、二つのグループにわかれる。その一つのグループは製鉄業者であり、もう一つのグループは鉄加工業者である。この二つのグループは、植民地における鉄加工業の発展のなかにかれらの恐るべき共通の敵をみいだす。このかぎりにおいて、かれらは、植民地の鉄加工業の発展を抑圧することに共通の利益をもつ。けれども植民地の製鉄業にたいしては、この二つのグループはそれぞれ対立的な利害をもった。

イギリスの製鉄業者たちは、植民地において銑鉄および棒鉄が低廉に生産され、イギリスに無関税で輸入されること、あるいは奨励金交付によってその輸入が促進されることについては、大きい危険を感じた。とくに銑鉄を原料として棒鉄を生産している鍛鉄所の所有者たちは、植民地における棒鉄の生産と棒鉄の輸入税の免除または同額の奨励金の交付による輸入奨励にたいしては最大の危険を感じた。イギリス政府が一七世紀末以後、アメリカ植民地から

輸入される銑鉄については、一トンにつき二ポンド一シリング六ペンスという高率の輸入税を賦課していた理由は、棒鉄を生産するイギリスの製鉄業者の利益を擁護することにあつた。

これに反して、棒鉄を原料として鉄製品を製造する鉄加工業者は、より低廉な棒鉄を確保することを利益とする。したがつて、かれらは、輸入税の免除あるいは奨励金の交付によるアメリカ植民地からの棒鉄の輸入の奨励に利益をもつ。それゆえに、当然のことながら、鉄加工業者の利益は、この法案の目的と一致するはずであり、かれらの利益は、この点にかんするかぎり、製鉄業者の利益と対立する。鉄関係の産業資本のこの二つのグループの利害が共通するところは、いまのべたように、植民地における鉄加工業の発展がかれらの利益をいちじるしく侵害するということである。すなわち、植民地における鉄加工業の発展は、イギリス鉄加工業の直接の競争者の成長を意味し、イギリス製の鉄加工品の植民地市場を制限ないしは喪失させる危険性をもつ。そしてイギリス製の鉄加工品の植民地市場の制限ないし喪失は、イギリス製鉄業の生産物たる銑鉄および棒鉄にたいするイギリス鉄加工業者の需要を、つまり、これらの主要な国内市場を制限する結果をもたらす。

ところが、前掲の鉄関係の産業資本の請願書においては、鉄加工業者たちは、製鉄業者たちとともに、少くともこの請願書の結論的部分においては、植民地の銑鉄および棒鉄生産に奨励をあたえることに反対し、法案の通過に反対している。(ただし、かれらは植民地の鉄の生産にたいするいかなる積極的な禁止も抑圧も主張していない。)

われわれは、この現象をいかに理解すべきであろうか。われわれは、一見して本質とは逆に見えるこの現象を、つぎの二点から理解すべきであろうと考える。

第一。いわゆる「アメリカ鉄輸入問題」は、さきに指摘したように、一八世紀の一〇年代からはじまるが、この問題をめぐっての鉄関係の産業資本の二つのグループ、すなわち製鉄業者と鉄加工業者との矛盾が激化するの、一八世紀の三〇年代であり、この矛盾が最高潮にたつするのは、一七五〇年の鉄条令 (Iron Act=23 Geo. II, C. 29) の制定の前後の時期である。<sup>(96)</sup> けれども、この法案が問題とされていた一〇年代の後半においては、上記の矛盾はもちろんイギリス鉄産業のなかに存在はしていたが、鉄加工業者の力は、まだあとの時期におけるように、かれらの利益を明確化して独自に主張しうるまでにはいたっていなかったために、この矛盾もまたあとの時期におけるほど露骨な現象をとらず、したがって、かれらの請願書においても、それほど明確な表現をとるにいたらなかったものと考えられる。

第二。けれども、三つの請願書を注意ぶかく吟味するならば、つぎのようなニュアンスの差異を読みとることができらるであらう。

a バーミンガムの製鉄業者、刃物製造業者、鍛冶屋、等々の請願書は、つぎのようにのべている。植民地における「鉄の製造あるいは加工」(“the Making or Manufacturing of Iron”)に奨励があたえられるならば、それは、イギリスの Iron Trade を破壊するであらう、……そればかりでなく、それは、「商人および植民地にたいする鉄加工品の輸出に使用されている多数の船舶」に損害となるであらう、と。

b ウォールソールの鉄製品商人、刃物製造業者および鉄加工業者、製鉄業者の請願書もまた、植民地における「鉄の製造あるいは加工」(“the Making or Manufacturing of Iron”)が奨励されるならば、それはイギリスの Iron Trade にかかわらずやきわめて有害であるにちがいない、と主張している。

c これに反して、グロスター、ヘリフォード、モンマスおよびディーンの森の鉄産業関係者は、かれらの主張を、

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営(下)

その請願書のなかでつぎの順序で、法案の通過に反対している。(イ)「この法案によってもくるまれているように、植民地における銑鉄あるいは棒鉄の製造 (making Pig or Bar Iron) およびそれらのもののこの王国への輸入にたいして奨励があたえられるならば、」イギリスの鉄産業の関係者の利益はすべて失われるであろう。(ロ)植民地で鉄の製造がおこなわれるならば、いかなる法律も植民地における鉄の加工 (Manufacturing) を阻止することはできない。(ハ)かくして、「この国が銑鉄および棒鉄の製造によって刈りとっている利益が奪われるばかりでなく、」(ニ)「さらに、きわめて多数の製造業者がその生計を奪われるであろう、」と。<sup>(47)</sup>

さて、右の三つの請願のうち、a および b の請願者の居住するバーミンガムおよびウォールソールは、この当時のイングランドの鉄加工業の中心地であり、これに反して、c の請願者の居住するグロスター、ヘリフォードおよびデインの森は、この当時、製鉄業者の影響力の強かった地域である。このことを念頭において、右の引用をもう一度ふりかえると、つぎのことがわかる。すなわち、a および b の鉄加工業の中心地であるバーミンガムおよびウォールソールの請願者たちは、植民地における鉄の製造ばかりでなく、それと同時に鉄の加工にたいしても、そのイギリス鉄産業におよぼす危険性を指摘している。とくに前者においては、植民地における鉄加工業の発展が、植民地に鉄加工品を輸出する商人および海運業者にあたえる損失についても指摘している。このことは、請願者たちが、植民地における製鉄業ではなく、鉄加工業の発展のイギリスの鉄加工業にたいする危険性を問題にしていることを示す。

これに反して、c の製鉄業者の影響力の強いグロスター、ヘリフォードの請願者たちは、まず第一に、植民地の銑鉄、棒鉄の製造がイギリスの鉄産業にたいしてあたえる危険を強調し、それがイギリスの銑鉄、棒鉄の製鉄業の利益を侵害することを強く主張している。そればかりでなく、a および b の請願書においては全く指摘されていない銑鉄



および棒鉄の輸入、のイギリス製鉄業にたいする危険が強調されている。他面、植民地の鉄加工業の発展にたいする危惧は、右の第一の主張に従属するような文脈においてしか指摘されておらず、それのおよぼす影響はイギリスの製造業者一般にたいする影響としてしか把握されていない。

以上の観点から右の三つの請願書の意味を読みとるならば、つぎのように要約できる。すなわち、鉄加工業の中心地の請願者から提出された請願書においては、その結論的部分では表面的には植民地の製鉄業にたいする奨励に反対しているが、この請願書にもられた内容はむしろ、植民地の製鉄業の確立を基礎にして発展するであろう鉄加工業がイギリスの鉄加工業におよぼす害悪を重視している点にあり、これに反して、製鉄業が支配的な地域からの請願書において明文をもって第一義的に強調されている点は、植民地における銑鉄および棒鉄の生産とそれのイギリスへの輸入がイギリスの製鉄業におよぼす害悪についてである。ところで、これらの請願書におけるこのような文脈の相違はいったいなにを意味するであろうか。それは、一七一〇年代の後半においては、アメリカ植民地の鉄輸入問題についてのイギリスの製鉄業者と鉄加工業者との矛盾・対立は、あとの時期におけるほど激化した形態ではないにしても、すでにこの時期において、表明されていたことを、意味するものである。

## 二 各グループ間の見解の眞の相違点はどこにあったか。

以上において、法案をめぐっての見解の相違は、主として、イギリス本国のいかなるグループのあいだで生じたかについてのべた。そこで、つぎには、この法案を廃案にみちびいたこれらグループ間の見解の眞の相違点は、どこにあったかを検討しよう。そしてこれを検討することは、一でのべたことをいっそう明確化するのに役立つ。

さききのべたように、商務局の答申書によれば、棒鉄の輸入にかんする見解の相違がこの法案を廃案にみちびいた

原因として説明されている。もちろん、棒鉄の輸入にたいする賛否はこの法案の審議にあたっての主要点の一つであったことは事実である。けれども、もっと大きい原因が他に求められなければならない。われわれは、同時代の別の諸史料にもとづいてこの問題に接近しよう。

まず最初に、植民地の鉄問題およびこの法案の作成に積極的に参加したジーの見解をきこう。ジーは、一七二二年の商務局にたいする建白書のなかで、つぎのようにのべている。「二つのきびしい条項が国会に上程された法案に挿入された。それは自分たちの国の真の利益を考慮するのに十分な思慮をもっていない若干の製鉄業者たち (some Ironmasters) の個人的見解によって法案のなかに無理にいれられたものと気づかわれる」と。<sup>(98)</sup>

それでは、製鉄業者たちの個人的見解によって挿入された二つのきびしい修正条項とは、なんであるか。その一つは下院の委員会でおこなわれた修正条項であり、もう一つは下院の通過後、上院でおこなわれた修正条項である。

下院の委員会へのこの法案の付託は、同法案が一七一九年一月三十一日に下院に上程された一週間後の二月六日に決議されており、委員会の修正案はそれから約一〇日後の二月十七日に下院に報告されている。 *Letter to a Member of Parliament concerning the Naval stores Bill* にしたがえば、下院の委員会での修正条項の内容はつぎのとおりである。すなわち、「この〔アメリカの〕諸植民地におけるいかなる人も、あるいはいかなる人びとも、あるいはこれら諸植民地のいずれのものも、いかなる大型銑鉄、銑鉄および棒鉄たるをとわず、それからいかなる種類のかなる鉄加工品をも製造してはならない」<sup>(99)</sup>。この修正条項は二月二十五日に審議され、同日下院で同意されている。

ところで、右のように修正され、三月三日に下院を通過した法案は、上院に送付されたのち、上院でつぎのような修正条項が挿入された。すなわち、「一七一九年十二月二五日をふくめてそれ以後において、いかなる大型銑鉄、銑

鉄あるいは鑄鉄たるを問わず、それを棒鉄あるいはロッド・アイロンに加工し、あるいは変形するために、水力で運転するいかなる鍛鉄所も、あるいはその他のいかなる製鉄所も、その「アメリカの」イギリス領諸植民地のいづれにおいても、建設し、あるいは維持してはならない。<sup>(100)</sup>」

つまり、右の二つの修正条項は、たんに輸入税の免除という問題をこえて、アメリカ植民地における製鉄業および鉄加工業を抑圧するためのものであることは、あきらかである。つまり、イギリスの「若干の製鉄業者たち」は、この法案が国会で審議されるのを機会に、かれらの利益のために、かれらと競合する植民地の鉄産業を抑圧するための強硬な手段をイギリス国家に採用させようと試みたのである。

けれども、注意しなければならないことは、下院委員会における修正条項と上院における修正条項には、重要な相違があり、そのさきの各グループにおよぼす影響はいちじるしくことなっているというのである。すなわち、

下院委員会の修正条項の抑圧規定は、要するに、植民地における鉄産業については、銑鉄および棒鉄の生産に製鉄過程をみとめるが、製鉄過程以上の第一次加工過程に銑鉄、圧延、製鋼過程を禁止するという規定である。これに反して、上院の修正条項における抑圧規定は、第一次加工過程の操業、新設の禁止ばかりでなく、製鉄過程の継起的な二行程のうち前の行程である銑鉄製造工程をみとめるが、後の行程である銑鉄から棒鉄を製造する行程の操業、新設を禁止するというきわめて強硬な抑圧規定である。つまり、下院委員会の修正条項の抑圧規定と上院の修正条項の抑圧規定との相違は、植民地における棒鉄生産の操業、新設をみとめるか、みとめないかという点にある。そして後者によれば、植民地における鉄産業の許される範囲は、銑鉄生産だけに限定されることになる。かくして、あきらかなように、この法案を廃案にみちびいた各グループ間の見解の眞の相違点は、棒鉄の輸入問題にあつたのではなく、棒

鉄の生産抑圧の問題にあつたのである。

それでは、右の二つの修正条項における抑圧規定についての見解の相違は、イギリス本国における関係各グループの利害関係をいかに反映し、かつこれらのあいだの矛盾をどのように反映したものであろうか。

まず、下院委員会の修正条項から。

**下院委員会の修正条項。** 植民地における製鉄過程（銑鉄および棒製の生産）をみとめ、第一次加工過程（截鉄、圧延、製鋼）を禁止するこの条項は、アメリカ貿易資本、鉄加工業者および製鉄業者のつぎの利害を反映する。

(一) アメリカ貿易資本の利害

(イ) 植民地における第一次加工過程の禁止は、植民地における鉄加工品の生産の発展をその萌芽において摘みとることによつて、アメリカ貿易資本が輸出販売するイギリス鉄加工品の植民地市場を保証する。(ロ) 棒鉄および銑鉄の生産と輸入の奨励は、かれらがアメリカの植民地市場で販売するイギリス工業生産物にたいする見返物資Ⅱ支払手段をそれだけ追加することによつて、この市場の受容力を増大する。(ハ) さらに、棒鉄および銑鉄の輸入の奨励は、イギリス船舶の帰航にさいして即座に利用されうる船荷を提供することによつて、港における船舶の停泊期間を短縮し、資本の回転速度をはやめることによつて利潤率を高めると同時に、輸送費のかたちで収入を提供する。したがつて、下院委員会の修正条項はアメリカ貿易商人の利害と一致する。

(二) 鉄加工業者の利害

鉄加工業者は、下院委員会の修正条項によつて、(イ) 植民地における自己の競合工業を抑圧することができ、植民地における自己の生産物の輸出市場が保証される。(ロ) さらに植民地から無関税のより廉価な棒鉄を入手するこ

とによって、低廉な原料鉄を確実に確保することができる。したがって、この修正条項はイギリスの鉄加工業者の利益と合致する。

要するに、イギリスの製造工業家および商人は一般的には、植民地の産業を原料生産部門だけに限定し、その原料を植民地から収奪することによって、一方では自己のために低廉な原料を確保すると同時に、他方では植民地におけるより高次の加工部門の発展を抑圧することに利益をもつ。たとえば、ジーは船舶必需品についてつぎのようになっているが、その主張はこのような利益を端的に表現したものである。「……今日、人びとは、植民地がもしも粗原料の生産を奨励されるならば、自立化するという恐怖をいだいているが、……少しの統制がこれらすべての疑いを取りのぞくであろう。なぜというに、わが国の商人と製造業者は、植民地とわれわれの相互の利益となるような原料を生産するように植民地を振興し、援助することに、自分たちの利益をみいだすであろうからである。」<sup>(101)</sup>さらに、ジーは、ひきつづいて、植民地における鉄の第一次加工過程を抑圧すべきことを、つぎのように主張している。「そして、植民地は、造船およびその他の農村の作業場で使用されているものをのぞいて、すべてのかれらの鉄加工製品を、従来、ここ〔イギリス〕から供給されているかぎり、われわれ自身の輸出の半分をこえる大量が釘からなっていると考えられるのだから、……つぎのことが提案される、すなわち、かれらは、馬蹄釘をのぞいて、二シリング釘以下のいずれのものの製造を建設することは将来永久に許さるべきでない。すべての截鉄所、釘をひき延ばす設備は……抑圧さるべきである。」<sup>(102)</sup>と。

### (三) 製鉄業者の利害

これに反して、製鉄業者の利害は、原料の生産者として、植民地における原料鉄である棒鉄の生産と輸入の奨励に

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営(下)

ついては、鉄加工業者およびアメリカ貿易商人の利害とことなる。もっとも、下院委員会の修正条項にもふくまれてい  
る植民地における第一次加工過程の抑圧規定は、イギリスの鉄加工業者にたいする植民地の競争産業を禁止すること  
によって、かれらの生産する棒鉄を原料として生産的に消費するイギリスの鉄加工業の発展を保証するから、このか  
ぎりにおいては、製鉄業者は、この修正条項によって、かれらの生産する棒鉄の国内市場は保証される。けれども、  
製鉄業者たちは、この修正条項によっては、右の利益によって補償されるものとは比較にならぬほどの大きい利益の  
侵害をこうむる。というわけは、つぎのようである。もしも植民地において棒鉄の生産が奨励され、それが従来の一  
ポンド一シリング六ペンスという高率の輸入税が免除されてイギリスに輸入されるならば、植民地産の棒鉄は、イギ  
リスの国内市場において、イギリスの製鉄業者が生産する棒鉄の強力な競争者になり、かれらの生産する棒鉄の国内  
市場は、この植民地産の棒鉄によって圧迫されることになるからである。したがって、下院委員会におけるこの修正  
条項はイギリス製鉄業者の利益を満足させず、その結果、かれらが上院においてかれらの利益を遺漏なく代表するよ  
り強硬な修正条項を法案のなかに挿入するように働きかける動機をあたえたのである。

それでは、上院の修正条項は右の各グループの利害をどのように反映するであろうか。

**上院の修正条項。** 植民地における第一次加工過程を禁止するばかりでなく、棒鉄の生産をも禁止し、植民地におけ  
る鉄産業の許される範囲を銑鉄の生産だけに限定するこの修正条項は、イギリスのアメリカ貿易資本、鉄加工業者お  
よび製鉄業者のつぎの利害を反映する。

(一) アメリカ貿易資本の利害

上院のこの修正条項は、下院委員会の修正条項と同じく第一次加工過程を禁止するかぎりは、下院委員会の修正条

項とひとしくかれらの利害に合致する。けれども、上院の修正条項の中心点である植民地における棒鉄生産の禁止は、アメリカ貿易商人の利益に反した。ということの理由は、こうである。棒鉄生産の禁止は、(イ) アメリカ貿易商人が植民地に輸出するイギリス工業生産物にたいする植民地の見返物資を減少させ、したがって、イギリス工業生産物にたいする植民地市場の受容力を削減させるからであり、(ロ) そして、そのことは、植民地商業資本の側からイギリスのアメリカ貿易資本にたいする競争を激化させる一つの要因となる、(ハ) さらに棒鉄の生産の禁止は、イギリス船舶のアメリカ植民地からの帰航にさいしての船荷を減少させ、したがって、船舶のアメリカの港での停泊期間を延長させ、資本の回転速度をおくらせ、利潤率を低下させ、海上輸送の運賃収入を減少させるからである。

### (二) 鉄加工業者の利害

上院の修正条項にふくまれている第一次加工過程の禁止は下院委員会の修正条項とひとしく鉄加工業者の利益と合致するが、棒鉄の生産禁止の規定は、イギリスの鉄加工業者の利益にいちじるしく反する。それはつぎの理由にもとづく。すなわち、この修正条項によると、アメリカ植民地からの原料鉄の輸入は、低率の輸入税しか課せられていない鉄鉄の輸入だけにかぎられ、鉄加工業にとって直接の原料となる棒鉄を植民地から低廉に輸入することは不可能となる。そればかりでなく、鉄加工業者は、植民地産の棒鉄にかわって、イギリスの製鉄業者が植民地から輸入した鉄を原料にしてかれらの鍛鉄所で鍛造した棒鉄を、しかもイギリス製鉄業者がその設定に影響力をもっている価格で購入しなければならなくなるからである。

### (三) 製鉄業者の利害

これに反して、上院のこの修正条項によって、最大の利益を受けるのは、製鉄業者である。すなわち、(イ) この

修正条項の第一次加工過程の禁止規定は、イギリスの鉄加工業にたいする植民地の競争を排除することによって、イギリス製鉄業者の生産物たる棒鉄にたいするイギリス鉄加工業者の需要を、つまりその国内市場を、確保することができる。この点は下院委員会の修正条項においても製鉄業者にあたえられた利益であるが、植民地の棒鉄の生産を禁止し、植民地の鉄産業が許される範囲を銑鉄生産だけに限定するこの上院の修正条項は、下院委員会の修正条項においては無視されていたイギリス製鉄業者の利益を、逆に、アメリカ貿易商人および鉄加工業者の利益を無視することによって、つぎのように保証する。すなわち、（ロ）植民地の棒鉄生産の禁止は、イギリス製鉄業者の生産物にたいする国内市場を植民地産の棒鉄の競争から保証する。（ハ）銑鉄生産の振興とそれの無関税輸入の奨励は、製鉄業者に棒鉄を生産するための低廉な原料を供給することを意味し、製鉄業者はこれをかれらの鍛鉄所で棒鉄に変形し、かつそれを、この修正条項によって保証されたイギリス国内市場で、かれらがその設定に影響力をもつ価格で販売することができる。このように、上院の修正条項は、下院委員会の修正条項とはまったく逆に、イギリスのアメリカ貿易資本および鉄加工業者の利益を犠牲にして、イギリス製鉄業者の利益を代表するものである。

さて、一七一九年の船舶必要品法案は、植民地経営に利害関係をもつイギリスの上記のような各グループの間の矛盾・対立をふくみながら、すでにのべたように、下院ではアメリカ貿易商人および鉄加工業者の利益を反映する修正条項を挿入して通過したのであるが、この法案は、それが上院に送付されたのち、上院では下院委員会の修正条項を不満とするイギリスの製鉄業者の影響力によって、下院委員会の修正条項に上記のような製鉄業者の利益を完全に代表する修正条項が追加されて、ふたたび下院に回付されたのである。けれども、下院においては、上記のような各グループの利害関係の対立と、この対立を基礎とする見解の衝突のために、すでにのべたように、この法案の審議は停



滞し、ついにそれは廃案となったのである。われわれは、ここに一七一九年の船舶必要品法案が不成功におわった原因の一つをみいだすのである。

ところで、ここで、原因の一つということのわけは、この法案を不成功におわらせた原因は、たんに、右のような、植民地経営に利害関係をもつイギリスの各グループ間の矛盾・対立のなかにあるばかりでなく、さらに、これとは別の矛盾・対立のなかにもとめられなければならないからである。この別の矛盾とは、イギリス重商主義の旧植民地体制の基本的矛盾、すなわち、イギリスの植民地収奪者のグループと植民地の被収奪者の各階層とのあいだの矛盾である。

それでは、一七一九年の船舶必要品法案は、イギリス重商主義の旧植民地体制の基本的矛盾とどのような関係にあるか。この法案の成否をめぐって、イギリスの植民地収奪者のグループと植民地の被収奪者とのあいだの矛盾・対立は、どのような形態をとってあらわれ、かつそれは、この法案の成否にどのように作用したのであるうか。

まず、前掲の *Letter to a Member of Parliament*……の叙述をきこう。このパンフレットは、オズグッドにしたがえば、「いまのべた政策〔製鉄業者の利益を代表する修正条項に<sup>103</sup>しめされた政策〕に反対し、植民地における粗鉄の生産がイギリスに価値をもつということに賛成する議論であった」<sup>103</sup>が、それはつぎのようにのべている。すなわち、この条項の起源がなんであろうとも、この法律が通過したならば、その結果は、植民地の鍛冶屋は差し錠、大釘、あるいは釘さえも作ることができず、鉄工所と造船所は破滅するであろう<sup>104</sup>と。

さらに、ニュー・ハンプシャー植民地の副知事ジョン・ウェントウォースは、一七一九年七月に、この法案の通過に反対して、商務局にあてた手紙でつぎのように抗議している。「植民地における鉄の製造の一般的禁止のために通

過しようとしていた最近の法律は、すべての思慮ある人びとを非常に困惑した状態におとし入れた。実に、その法律が通過していたならば、諸植民地とくにニュー・イングランド植民地は非常に束縛されることになったであろうから、われわれは、生存することが実さい上不可能になったであろう。なぜならば、われわれは数多くの鉄でつくったものをもっているが、それらのものは、あらかじめ定められていた場所に適する鋳物でつくらねばならないものであり、そしてわれわれがこれらの鋳物をイギリスへ送らなければならぬならば、運賃と輸送はその原価よりも高くつくであろうし、そして結局のところ、それはあらかじめ定められていた目的に適わなくなるであろうからである。そしてさらにそのうえに、そのような法律が通過するならば、あるいは通過しようものならば、われわれは、すべての植民地において一隻の船舶もつくることができないであろう」。

また、ディヴィッド・マックファーンソンは、この法案の通過にたいする植民地人たちの反対の態度を、つぎのように要約している。「北部植民地の人びとは、その法案のなかに挿入されたある条項によって、驚かされ、かつ失望させられたので、それに賛成するどころではなかった、かれらはその法案が全部審議から脱落したことを非常にとんだ。たとえば、植民地におけるいかなる人も、一定の刑罰のもとに、いかなる大型銑鉄、銑鉄あるいは棒鉄たるを問わず、それからいかなる種類の鉄加工品をも製造してはならないという条項がそうであって、この条項によって、——と一人の有能な著者はいう——その時には、植民地のために、植民地の鍛冶屋は、一本のボルトも、大釘もあるいは釘もつくることはできない。そのことによって、植民地は悲惨な状態におとし入れられるにちがいないであろう。鍛冶屋はすべての他の職業のものよりとりわけ、植民地における他のすべての職業にとって絶対に必要である。これらの他の職業のうち、造船業はそれによってまったく破壊されるであろう、その生産物によって、植民地人は、

イギリス工業生産物の購入にたいするかれらの見返物資の大部分をつくっているのにもかかわらず。貴族院は、もう一つ別の条項を、すなわち、水力で運転される鍛鉄所あるいはその他のいかなる製鉄所も、大型銑鉄、銑鉄あるいは鑄鉄を棒鉄またはロッド・アイロンにつくるために、いかなる植民地においても建設されてはならないという条項を追加した。この第二の条項は、——と同じ著者はいう——植民地におけるすべての製鉄所を破滅させるにちがいないであろうし、その結果製鉄所の所有者に大損失をもたらす、そしてそれは、フランス人に、わが国の居住地と隣接するフランスの居住地にこれらの製鉄所の所有者を誘引するためのよい機会をあたえるにちがいないであろう。わが国のアメリカ植民地における鉄の加工 (manufacture of iron) の**主要な反対者は、本国におけるわれわれの製鉄所の所有者 (the proprietors of our iron works at home) である。**<sup>(108)</sup>」

マックファーンソンの右の叙述は、おそらく、前掲の *Letter to a Member of Parliament*……を典拠として書かれたものと思われるが、この叙述は、さきにしめたジーの一七二一年の建白書における叙述と同じく、植民地における銑鉄生産をのぞく鉄産業の抑圧をもっとも積極的に要求したものは、イギリスの製鉄所の所有者、すなわち製鉄業者であることを、きわめて明確に指摘している。そして、右のいずれの文献も、二つの修正条項とくに上院における修正条項が植民地の鉄産業およびこれと関連する諸産業を破壊し、植民地とくに北部植民地の経済に破滅的な結果をもたらすであろうことをおそれて、植民地の鉄産業関係者ばかりでなく、広く植民地の被収奪者たちが、植民地の両面的収奪のためにイギリス重商主義によって立案されたこの法案の通過に反対したことが、この法案を廃案にみちびいた重要な原因の一つであったことを、示している。

以上やや長きにわたってのべてきたところを要約すれば、つぎのようである。

一七一九年の船舶必要品法案は、アン女王戦争終結後の新しい条件のもとで、イギリス重商主義の旧植民地体制の基本的矛盾——イギリスの植民地収奪者と植民地の被収奪者とのあいだの矛盾——の結節点である中北部植民地グループを主要な対象として、イギリス重商主義がその植民地体制の完成においてみずからに課した要請によって規定された植民地経営の基調にそった植民地経営を実現するために、イギリス重商主義が植民地経営においてその利益を代表する本国の植民地収奪者のいずれのグループの利害にも抵触しないと考えられる方法によって、イギリス重商主義の植民地体制にふくまれた諸矛盾を解決し、もってアメリカの植民地を全体的規模においてプランテーション型の植民地経済構造をもつ全一の植民地に仕上げる目的をもって意図された船舶必要品計画の重要な一環として立案されたものであった。そしてこの法案は、具体的には、アメリカ植民地における鉄産業の基礎原料を収奪し、さらに積極的に第一次加工過程を抑圧し、そうすることによって、植民地とくに中北部植民地グループにイギリスからの輸入工業生産物にたいする見返物資をもたせると同時に、この植民地グループの商業資本の機能範囲を縮少し、この植民地グループの経済的自立化のための基礎をその萌芽において切断しようとするものであった。

けれども、右のような目的をもつて立案されたこの一七一九年の船舶必要品法案は、イギリス重商主義をして、この法案をふくむ船舶必要品計画の立案を必然化させ、この計画によって解決することを期待させていたイギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれた諸矛盾、まさにこの同じ諸矛盾によって、——すなわち、旧植民地体制の基本的矛盾たる本国の植民地収奪者と植民地の被収奪者とのあいだの矛盾、および植民地収奪者の各グループのあいだの諸矛盾によって——ついに、廢案となる運命を担わなければならなかったのである。この意味において、この一七一九年の船舶必要品法案は、イギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれた諸矛盾を集約的に表現したものであるということができ

ところで、一七一九年の船舶必要品法案が上記の諸矛盾によって失敗したというこの事實は、さらに、イギリス重商主義によって立案された船舶必要品計画全般の帰趨を予知するものである。

そこで、われわれのつぎの課題は、一六九〇年代から一七二〇年代までの時期においてイギリス重商主義によって最大の関心をもって計画されてきた船舶必要品計画の全般の帰結について検討することである。

ところで、この稿における右の最終的な課題についての検討にうつるまえに、なお、つぎの二つの点について言及しておきたい。その一つは、いわゆる「アメリカ鉄輸入問題」をめぐる、一八世紀前半におけるイギリス製鉄業者の影響力の大きさの測定であり、もう一つは、本稿(上)で提起した問題、すなわち、船舶必要品政策の本質的意義は植民地経営それ自身のための政策であるということ、「アメリカ鉄輸入問題」の上記の検討をつうじて、再確認することである。まず、第一の点からはじめよう。

さきにもべたように、一七一九年の船舶必要品法案を廃案にみちびいた主要な原因の一つは、イギリス製鉄業者の利益を代表する植民地の製鉄業とくに棒鉄の生産を禁止する上院の修正条項をめぐる各グループ間の対立であった。そして、このことは、要するに、「アメリカ鉄輸入問題」について、イギリス製鉄業者が強い影響力をもっていたことをしめすものであるが、この法案の廃案後も、一八世紀前半をつうじて、イギリス製鉄業者がこの問題について、どれほどの影響力をもっていたかは、つぎの諸事實をもつてもうかがい知ることができる。

#### 1 商務局の見解的部分的変更

さきに引用した一七二一年の商務局のタウンSEND卿および国王にたいする一七一九年の法案にかんする答申書に

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営(下)

において、商務局は、その見解を一部変更し、つぎの国会の会期に提出を予定されている法案について、棒鉄を対象から除き、対象を銑鉄だけに限定するつもりだと、つぎのようにのべている。「鉄の項目において、棒鉄ではなく、銑鉄および大型銑鉄だけについての法案は、国王陛下の植民地からのすべての種類の船舶必要品の輸入を増大させるのに大いに貢献するものと考えますので、同様の趣旨の法案がつぎの会期の国会に提出されるかも知れないと、われわれは提案します。」<sup>107</sup>しかし、この予定された法案は、下院の記録にしたがえば、国会に提出されていない。このことは、各グループ間の闘争がさらに進行していたことを証拠づけるものと考えられる。

## 2 ジーの見解の部分的変化

ジーは、すでにのべたように、一七一八年の建白書においては、棒鉄および銑鉄にたいする輸入奨励金の交付を商務局に提案しており、一七一九年の法案の作成に参加していたが、一七一九年以後のかれの執筆した諸文献においては、棒鉄にたいする輸入奨励金の交付またはその無関税輸入の主張は、しだいに姿を消している。たとえば――

a 一七二一年の建白書においては、「商人たちは、……銑鉄および大型銑鉄をすべての関税を免除して輸入する自由をあたえることは、その生産物にたいして十分な奨励となるであろうという考えをもっている」<sup>108</sup>とのべているが、棒鉄の輸入についてはなんら言及していない。

b 一七二九年の *The Trade and Navigation of*……においては、「植民地における銑鉄および棒鉄の生産とそれをわが国に供給することは、またきわめて重要であり、」<sup>109</sup>一七二六年以後、商務局は、「数回にわたって銑鉄にたいする少額の関税を取り除くことを申し入れてきたが、それは今日まで果されておらず、かつ棒鉄は今日でもひきつづきなお外国産の鉄と同額の関税を支払っている」<sup>110</sup>とのべているが、この一箇所をのぞいて、鉄にかんするかれの主張

はすべて銑鉄の輸入奨励だけに限定されており、しかも、植民地における銑鉄生産の奨励は鍛鉄所を所有するイギリスの製鉄業者にとって有利であると、つぎのように主張している。「もしもわが国の植民地における銑鉄の生産に奨励があたえられるならば……、水力が豊富で十分の森林のあるこの王国のすべての場所は、そのうえに建設される〔棒鉄をつくる〕鍛鉄所をもつてであろう、そして〔銑鉄をつくる〕高炉が鍛鉄所ほど有利であろうところでは、それらの高炉はまたその利用〔鍛鉄所として利用するという意味であろう〕のために変更されるであろう」<sup>(11)</sup>。

c さらに、その後〔年代不明〕執筆され、ジューの死後、前掲書の第四版への Supplement として巻末に編集者によって収められたジューの覚え書きにおいては、b の見解をいっそう明確にし、棒鉄の輸入については輸入税の引き上げさえも主張している。すなわち、「合理的な奨励が、銑鉄が植民地からわが国に送られるように、かれら〔植民地〕にあたえられるならば、われわれはそれを棒鉄に変えることができるであろう、……そして輸入されるすべての棒鉄にたいする関税を少し引き上げて、そのなかから、この国の人びとがその職業を十分に確立するまでのあいだ、植民地から輸入される銑鉄にたいして適当な奨励金が認められることによって、このことにたいする十分な対策が容易になされるであろう」<sup>(12)</sup>。

### 3 一七五〇年の鉄条例との関連

「アメリカ鉄輸入問題」にかんする論争が一応の解決をみたのは、周知のように、一七五〇年の鉄条例によってであるが、この時期においては、イギリスの鉄加工マニファクチュアの成長につれて、「アメリカ鉄輸入問題」は、もはや船舶必要品計画の一環としてではなく、それ自身独立した問題として、イギリスの鉄加工業者と製鉄業者とのあいだで激しく闘争されたのであった。ところで、この一七五〇年の鉄条例は、つぎのことを規定している。すなわ

ち、この条例は、植民地における鉄の第一次加工過程を禁止すると同時に、植民地からイギリスへ輸入される銑鉄および棒鉄の関税を免除し、それらの自由な無関税輸入を許可した。けれども、棒鉄の無関税輸入については重要な制限規定を保留した。<sup>(113)</sup> その結果、この条例は、少なくとも条文の上においては、この制限規定によって、棒鉄の関税免除による効果をほとんど抹殺しようとしたものである。いうまでもなく、この制限規定をこの条例のなかに挿入することを成功させたものは、従来から棒鉄の無関税輸入に極力反対してきたイギリス製鉄業者である。つまり、イギリスの製鉄業者は、鉄条例の制定によって、かれらの利益を法的に確保しようとしたものにほかならないのである。<sup>(114)</sup>

以上の諸文献の記述および事実にもとづいて判断すれば、一八世紀前半におけるイギリス製鉄業者の影響力がまだまだ強かったことが、ほぼ明らかとなる。

さいごに、残されたもう一つの問題にうつらう。

本稿(上)でのべたように、船舶必要品計画の第一義的な側面は、イーストランドへのイギリスの船舶必要品の依存性からの脱却ということにあるのではなく、なによりもまず、イギリス重商主義の植民地経営それ自身のための計画であるという点にある。このことはすでにピッチ、タール、木材、大麻、亜麻などの船舶必要品について検討してきたところであるが、この項で問題としている鉄についても、上記の論拠にもとづいて同じことが立証されうる。

ロードおよびバイニングの研究においては、<sup>(115)</sup> 同時代の商務局やその他の関係諸機関の記録および個人の著作、書翰等に表面あらわれた叙述をそのままうけいれて、船舶必要品計画の重要な一環である植民地鉄の生産・輸入の奨励について、その必要性の理由を、バルチック諸国とくにスウェーデンからの鉄輸入の困難が「王国第二の製造業」の基礎をあやうくすることにたいする対策として説明されているが、このような見解は、上記の論拠にもとづいて重



大な修正をこうむらなければならなくなる。すなわち、

一 右の研究者たちが主張するように、バルチック諸国からの鉄輸入の困難のイギリスの鉄産業におよぼす影響がそれほど緊急かつ重要な問題であったならば、製鉄業者たりともいえども、バルチック諸国からの鉄供給がもつとも困難をきわめたこの時期において、アメリカ植民地からの鉄輸入問題の解決を延引させるような上記の自己の利益だけにとづく強硬な態度をとることは恐らくできなかったものと考えられる。

二 「アメリカ鉄輸入問題」が一応の解決をみたのは、鉄条例によってであるが、この問題が商務局ではじめて論議されたのは一七二六年であり、国会ではじめて審議されたのは一七一九年である。したがって、鉄条例の制定された一七五〇年までに三〇年以上の歳月がこの問題の解決のために費されている。この三〇有余年という歳月の経過は、緊急かつ重大な問題にとっては、余りにも長きにすぎる時間の経過といわなければならない。

三 右の一七五〇年の鉄条例においても、棒鉄の無関税輸入については制限規定がもうけられており、それが、一七五七年の鉄条例によって廃止され、棒鉄の完全な無関税輸入がイギリスの法律によって保証されるまでには、さらに七年の歳月を要した。

以上の論拠から、われわれは、アメリカ植民地における鉄の生産と輸入を奨励する計画は、その他の船舶必要品の生産と輸入の奨励の計画とまったく同じ性格をもつものであり、この計画の第一義的側面は、イギリスとバルチック諸国との関係にはなく、イギリス重商主義の植民地経営そのもののなかにこれをとめなければならないと、考える。そして、このように考えるかぎりにおいて、この計画がつねに難航し、その一応の解決のために三〇年以上の歳月を要したこの原因がイギリス重商主義の旧植民地体制にふくまれた諸矛盾にあるということも、首尾一貫して

理解であるのである。

- (1) *Journals of the House of Commons* (イ・J. H. C. 文庫下) Vol. XIX, p. 646.
- (2) Wood, William. *A Survey of Trade*, London, 1718, pp. 149~52. 宇治田鶴朝「ハットリノイ・ハットの植民地論」(『立教経済学研究所』第十六巻 第一号 (昭和三十七年五月)) 六七~七四ページ。
- (3) Gee, Joshua. *The Trade and Navigation of Great Britain Considered*, London, 1729, fifth edition, Glasgow, 1750, pp. 90~99.
- (4) Lord, Eleanor L. *Industrial Experiments in the British Colonies of North America*, Baltimore, 1898, pp. 56~60.
- (5) Osgood, Herbert L. *The American Colonies in the Eighteenth Century*, 1924, Gloucester, Peter Smith, 1958, Vol. 1, pp. 493~96.
- (6) 二つのことを注意しておく。(一)この法律の日付は「一七〇四年」とも「一七〇五年」ともいわれる。その理由はこうである。この当時のイギリスの国会暦は「一年度は三月二五日にはじまり、翌年の三月二四日でおわる。したがって、一月一日から三月二四日までの間に可決された法律は、普通の年暦では新年の日付となるが、国会暦にしたがうと旧年の日付となる。この法律は一七〇五年の年頭に可決されたために、普通の年暦にしたがうと一七〇五年の日付となるが、国会暦にしたがうと一七〇四年の日付となる。これと同じ例は可成り多数ある。わたくしは、以前の稿では国会暦にしたがった日付をもちいてきたが、本稿では正確を期するために二つの日付を用い、国会暦の方を「」のなかに入れた。(二)この法律の番号は「3&4 Anne, C. 9」及び「3&4 Anne C. 10」のふたつである。その理由は「*The Statutes of the Realm* (Vol. V, p. 354)」にしたがえば「C. 9」と「C. 10」が、*Pickering's Statutes at Large* にしたがえば「C. 10」となっているからである。このような差異は他にも可成りある。本稿以上では正確を期するために両方の番号を示し、後者による番号を「」のなかに入れた。
- (7) Nettels, Curtis P.: "The Menace of Colonial Manufacturing, 1690—1720," *The New England Quarterly*, Vol. IV, January-October, 1931, p. 230.
- (8) Hinton, R. W. K., *The Eastland Trade and the Common Weal in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1959, p.

- (9) *Ibid.*, chap. III, p. 111.  
 (10) *Ibid.*, p. 115.  
 (11) Nettels, *op. cit.*, p. 256, 260.  
 (12) 植民地の Agent とは、植民地の利益の代表者としてイギリス政府と交渉するもので、植民地人がこれに当る場合もあるが、大抵の場合には、そのために植民地と契約したイギリスの政治家その他である。ジョシュア・ジーはペンシルヴェニア植民地の Agent であったし、エドモンズ・バークはニュー・ヨーク植民地の Agent であった。西インド植民地の Agent が不在フランチアー、西インド貿易商人といわゆる West India interest を形成し、イギリス政界に影響力をもつたことは有名な事実である。

- (13) Lord, *op. cit.*, p. 29.  
 (14) Osgood, *op. cit.*, Vol. I, p. 501.  
 (15) Nettels, *op. cit.*, p. 259.  
 (16) *Statutes of the Realm*, Vol. III, p. 354. 強調は筆者。  
 (17) *Ibid.*, pp. 355~56.  
 (18) *Ibid.*, Vol. IX, p. 243.  
 (19) *Ibid.*, p. 768.  
 (20) Osgood, *op. cit.*, Vol. I, p. 516.  
 (21) Lord, *op. cit.*, p. 74.  
 (22) *Colonial Office Papers* (以下 C. O. と略す) 324, 10, pp. 432~35.  
 (23) J. H. C., Vol. XIX, pp. 82~159, p. 120, 159.  
 (24) この請願は、鉄鉄、木材、大麻、亜麻の生産の奨励にかんするものである。その内容については *Ibid.*, p. 281 をみよ。  
 (25) この建白書についてはつぎのものをみよ。

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営 (下)

一八世紀初頭におけるキリス重商主義の植民地経理(下)

Gee's Memorial upon Trade of the Plantation, Headlam, Cecil, ed., *Calendar of State Papers, Colonial Series, America and West Indies* (式下 *Cal. St. Pap. Col. A. & W. I.* 九巻下), March, 1720~December 1721, pp. 470~71 以下。

(26) 植民地官の General Report 及びその序言 *Ibid.*, pp. 408~49 以下。またこの General Report 及びその序言の英訳を國译及びその序言 Andrews, Charles M., *The Colonial Period of American History*, New Haven, 1938. Vol. IV, p. 391 以下。

(27) Lord, *op. cit.*, p. 78. Osgood, *op. cit.*, Vol. I, p. 519.

(28) J. H. C., Vol. XIX, pp. 704~05.

(29) Lord, *op. cit.*, p. 82.

(30) ターナーの序言『「ユニオンとケネルの統一」の論議』、『ケネルとユニオン』(ケネルとユニオン)』, p. 85.

(31) *Ibid.*, p. 83, 85.

(32) Nettels, Curtis P., *The Root of American Civilization*, New-York, 1938, p. 434.

(33) Osgood, *op. cit.*, Vol. I, p. 524.

(34) Beer, George L., *The Old Colonial System, 1660~1754*, 1913, Gloucester, Peter Smith, 1958, Vol. I, p. 38.

(35) Beer, George L., *British Colonial Policy, 1754~1765*, 1907, Gloucester, Peter Smith, 1958, p. 135.

(36) *Ibid.*, p. 135.

(37) *Ibid.*, p. 139.

(38) *Ibid.*, p. 139.

(39) Nettels, "The Menace of.....", *op. cit.*, p. 230.

(40) Nettels, Curtis P., *The Money Supply of the American Colonies before 1720*, Wisconsin, 1934, pp. 128~29.

(41) Nettels, "The Menace of.....", *op. cit.*, pp. 262~63.

(42) Nettels, *The Money Supply of.....*, p. 160.

(43) Osgood, *op. cit.*, Vol. II, p. 321.

- (44) Nettels, "The Menace of……", *op. cit.*, p. 266. *The Money Supply of……*, p. 157.
- (45) Beer, George L. *The Commercial Policy of England toward the American Colonies*, 1893, New York, Peter Smith, 1948, p. 94.
- (46) 宇治田富造『重商主義植民地体制論』第一部 第一章および第二章をみよ。
- (47) Davis, Ralph. "English Foreign Trade, 1660~1700," *The Economic History Review*, Vol. VIII, No. 2, (Dec. 1954), pp. 154~158. 統計表から作成。宇治田、前掲書、一三三~一三三二ページ。
- (48) Beer, *The Old Colonial System*, Vol. I, p. 42 の統計表から計算。宇治田、前掲書、一三〇~一三二ページ。
- (49) Johnson, E. R. and others. *History of Domestic and Foreign Commerce of the United States*, Washington, D. C. 1922, Vol. I, pp. 74, 80.
- (50) Wood, *op. cit.*, p. 148. 宇治田、前掲書、第二章および前掲論文、四三~八五ページ。
- (51) Johnson and other, *op. cit.*, pp. 120~21 の統計表から作成。宇治田富造「イギリス重商主義と旧植民地体制」(三)、『立教経済学研究』第十二巻、第二号(昭和三十四年四月十日)、一九四~九五ページをみよ。
- (52) ニュー・イングランド植民地のイギリスからの輸入品の細目については、Nettels, *The Money Supply of……*, p. 67, n. 1 をみよ。
- (53) *Ibid.*, p. 70, n. 29. なお、一七一五年にイギリスへ輸出された植民地生産物からなる見返物資(ニュー・ハンプシャーの木材をふくまない)は、毛皮三七五〇ポンド、鯨生産物一万三一二五ポンド、船舶必要品(ただしこのなかには恐らくカロライナ産の再輸出がふくまれてゐる)六二五〇ポンドで合計二万三二二五ポンドである。そして同年における見返物資の輸出総額は六万六五五ポンドである。( *Ibid.* )
- (54) Johnson and others, *op. cit.*, pp. 120~21.
- (55) Marx, Karl, *Das Kapital*, Berlin, Dietz Verlag, 1963, Bd. III, S. 358. カール・マルクス『資本論』青木書店、長谷部 訳、第三巻上、文庫版第九分冊、四六六ページ。
- (56) 商業資本による南部煙草プランテーションの支配の仕方様式がその典型的な事例である。マルクスは、商業資本の植民地経営の仕方様式の適切な事例として旧オランダ東インド会社の事例をあげている (*ibid.*, S. 361. 訳書、同上、四六七~一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営(下)

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営(下)

七六

シ)が、南部植民地におけるイギリス商業資本のこの植民地経営の仕方様式は、それに劣らず適切な事例である。(宇治田、前掲書、三〇二～三二七ページをみよ。)

(57) 私領植民地の王領植民地への転化は、イギリス商業資本の政治的な植民地経営の仕方様式の事例の一つを提供する。Andrews, *op. cit.*, Vol. IV, p. 335ページをみよ。

(58) 宇治田、前掲書、二五八～二六二ページをみよ。

(59) *Cal. St. Pap. Col. A. & W. I.*, 1675～1676, pp. 156～57. Bailyn, Bernard. *The New England Merchants in the Seventeenth Century*, Cambridge, 1955, p. 153.

(60) Macpherson, David. *Annals of Commerce*, Vol. III, London, 1805, p. 572 の統計表から計算。

(19) Child, Sir Josiah. *A New Discourse of Trade*, London, 1693, second edition, 1698, pp. 212～16.

(32) Bailyn, *op. cit.*, p. 152から引用。

(33) Gee's Memorial upon the Trade of the Plantations, *Cal. St. Pap. Col. A. & W. I.*, March 1720 to Dec. 1721, p. 472. 宇治田、*The Trade and Navigation*……, p. 50から。

(64) Gee's Memorial, *op. cit.*, p. 472. 強調は筆者

(59) Gee, *The Trade and Navigation of*……, pp. 50～51. なお、シーは「ロンドン」南ヨーロッパから密輸入される外国生産物の品目であり、その中でも「絹織物」イタリヤ製絹織物、フランス製絹織物、織物「じゅうたん」、インド製絹織物、キャリコ、フランス製、オランダ製およびドイツ製のリンネル。

(69) Macpherson, *op. cit.*, Vol. III, p. 572.

(67) *Ibid.*,

(89) Child, *op. cit.*, p. 212.

(69) Defoe, Daniel. "Review", Vol. I, pp. 133～35. Andrew, *op. cit.*, Vol. IV, p. 347から引用。

(70) Wood, *op. cit.*, p. 145.

(71) *Ibid.*, p. 146. 宇治田、前掲論文、四三～八五ページ。

(72) *Cal. St. Pap. Col. A. & W. I.*, 1708～1709, p. 47.

- (73) *Letter to a Member of Parliament concerning the Naval stores Bill*. Lord, *op. cit.*, p. 126 及び引用。
- (74) Banister, *Discourse on the Trade of New York*, 1715. Lord, *op. cit.*, pp. 133~34 及び引用。
- (75) Lord, *op. cit.*, p. 129.
- (76) *Ibid.*, p. 130.
- (77) J. H. C., Vol. XIV, p. 362. Bining, Authur Cecil. *British Regulation of the Colonial Iron Industry*, Philadelphia, 1933, pp. 34~35.
- (78) J. H. C., Vol. XVI, p. 179. Bining, *op. cit.*, p. 35.
- (79) Johnson and others, *op. cit.*, pp. 120~21. 宇治田、前掲論文(三)一、一九四〇九五ページ。
- (80) Parry and Sherlock, *A Short History of the West Indies*, London, 1957, p. 67.
- (81) Pares, Richard. *Merchants and Planters, Economic History Review*, Supplement, 4, 1960, pp. 41~42, 84, n. 23.
- (82) Williams, Eric. *Capitalism and Slavery*, Richmond, 1944, pp. 113~14. 英・仏領・ミンテーシヨンの比較研究について、宇治田富造「西インド砂糖・ランテーシヨンの英仏領の比較について」、『農村研究』第十六号(東京農業大学創立七十周年記念号)(一九六二年六月)、二〇五~二一四ページをみよ。
- (83) Gee, *The Trade and Navigation of……*, pp. 146~48. シーが植民地の鉄に関心を抱いた理由の一つの理由は、その点にあった。すなわち、シーはウヰリアム・ペンンの抵当権者の一人であり、ペンは自己の私領植民地ペンシルヴァニアの土地をシーにたいして抵当にいられてはいたが、ペンシルヴァニア植民地では、むしろこの時期に、すなわち一七一〇年代の後半において、鉄産業が建設されたことである。(Bining, *op. cit.*, p. 39.)
- (84) Osgood, *op. cit.*, Vol. I, pp. 518~19.
- (85) *Ibid.*, Vol. II, p. 317.
- (86) C. O., 324, 10, p. 434.
- (87) Osgood, *op. cit.*, Vol. II, p. 317. Lord, *op. cit.*, pp. 76~77.
- (88) Bining, *op. cit.*, pp. 41~45.
- (89) J. H. C., Vol. XIX, pp. 82, 85, 90, 100, 103, 105, 115, 116, 118, 119~120, 159.

一八世紀初頭におけるイギリス重商主義の植民地経営(下)

- (90) *Ibid.*, p. 316.
- (91) *Ibid.*, pp. 281, 316.
- (92) *C. O.*, 324, 10, p. 434.
- (93) *J. H. C.*, Vol. XIX, p. 116.
- (94) *Ibid.*, p. 103.
- (95) *Ibid.*, p. 118.
- (96) 一七五〇年の鉄条令制定までの時期、およびその制定当時における「アメリカ鉄輸入問題」『“American Scheme”をめぐる研究』イギリスの製鉄業者と鉄加工業者との矛盾・対立については、上記の二つの研究をみられたい。(一)イギリス側からの研究。大河内暁男「一八世紀前半イギリス金属工業の生産構造」『わがわがの歴史』一七五〇年の「鉄条令」について、『立教経済学研究』第十四巻、第三号(昭和三十五年二月)、四五〜七二ページ。(二)アメリカ植民地側からの研究。宮野啓二「アメリカ植民地における鉄工業の生産構造」『Iron Actとの関連に於いて』『土地制度史学』第十六号、一〜一六ページ。
- (97) この点の請願書からの引用は、*J. H. C.*, Vol. XIX, p. 118 からの。強調は筆者。
- (98) Gee's Memorial upon the Trade of the Plantation. *Cal. St. Pap. Col. A. & W. I.*, March 1720 to Dec. 1721, p. 474.
- (99) *Letter*, p. 12. Bining, *op. cit.*, p. 43 からの引用。
- (100) *Letter*, pp. 12—13. *Ibid.*, p. 43 からの引用。
- (101) Gee, *The Trade and Navigation of*……, p. 87. 強調は筆者。
- (102) *Ibid.*, p. 88. 強調は筆者。
- (103) Osgood, *op. cit.*, Vol. II, p. 317, n. 2.
- (104) Lord, *op. cit.*, p. 77.
- (105) *Cal. St. Pap. Col. A. & W. I.*, Jan. 1719 to Feb. 1720, p. 163.
- (106) Macpherson, *op. cit.*, Vol. III, pp. 72—73.
- (107) *C. O.*, 324, 10, pp. 434—35. 傍点は筆者。



- (108) *Cal. St. Pap. Col. A. & W. J.*, March 1720 to Dec. 1721, p. 471.
- (109) *Gea, op. cit.*, p. 72.
- (110) *Ibid.*, p. 72.
- (111) *Ibid.*, pp. 75~76.
- (112) *Ibid.*, p. 176. 傍点は筆者。
- (113) ここでいう制限規定とは、つぎの規定である。すなわち、アメリカ植民地から輸入される棒鉄は、ロンドン港に輸入されるものについてのみ関税を全額免除したが、ロンドン港に輸入された棒鉄は、王立造船所で使用される場合をのぞいて、ロンドンから一〇マイル以上離れた場所へ運ぶことが禁止された。そして外港に輸入された棒鉄については、従来どおりの関税が継続された。
- (114) 大河内、前掲論文、六〇~六六ページ。
- (115) *Lord, op. cit.*, pp. 75~76. *Bining, op. cit.*, pp. 36~38.

付記

- 一、本稿は、一九六三年九月七~八日、北海道大学において開催された社会経済史学会第三二回大会におけるわたくしの同じ題目の報告の要旨を基礎にして執筆されたものである。
- 二、本稿は予定されていたよりも長文のものになったために、最後の項目「政策の悪循環と諸矛盾の帰結」については、稿を改めて発表する。